令和6年度

新見市雇用対策協定に基づく 事業計画

新 見 市
厚生労働省岡山労働局

第1 趣旨

新見市(以下「市」という。)と厚生労働省岡山労働局(以下「労働局」という。)は、 市における雇用の促進・労働環境の改善に連携して取り組むため、令和5年2月13日「新 見市雇用対策協定」(以下「協定」という。)を締結した。

この協定に基づき、市、労働局及び高梁公共職業安定所新見出張所(以下「ハローワーク新見」という。)は、市が行う地域活性化、雇用創出その他の雇用に関する施策と、労働局における職業紹介等とが密接な関連のもとに円滑かつ効果的に推進されるよう、「新見市雇用対策協定に基づく事業計画」を策定する。

そして、各施策に対する互いの理解を深め、一体的な対策の実施により市の雇用の促進・ 労働環境の改善と就労支援の強化を図ることとする。

第2 令和6年度の主な雇用施策

1 連携体制の強化による総合的な雇用対策の推進

(1) 市と労働局との連携窓口等

市においては産業部商工観光課、労働局においては職業安定部職業安定課を雇用施策の連携窓口とし、就職・就労支援をはじめとする様々な雇用対策について、情報の共有化を図るとともに、協働体制による施策の推進を図ることとする。

(2) 雇用労働施策関連情報の提供等

求職者支援制度や雇用関連助成金等の雇用労働施策、地域個別施策についての情報発信に取り組む。

【新見市が実施する業務】

- ・就職奨励制度等雇用労働施策の周知について、市ホームページ、市報にいみ等の広報 媒体を活用し、市民等への情報発信に取り組む。
- ・ハローワークから提供される求人情報誌等について、庁内に配架し、利用者への一層 の情報提供に取り組む。
- ・求職者への情報提供として、WEB版の企業ガイドである「ニイミノシゴト」の充実 を図る。

【岡山労働局が実施する業務】

・求職者支援制度や雇用関連助成金等の雇用労働施策について、ホームページの積極的 活用やマスコミを通じた情報発信を行い、市内事業所や経済団体、求職者については、 訪問時、来所時での積極的周知を図る。

(3) 協定に基づく雇用対策の推進

市、労働局及びハローワーク新見は、協定に基づく雇用対策を一体となって推進する に当たり、新見市雇用対策協定運営協議会を設置し、事業計画の策定及び進ちょく状況 の把握並びに事業評価及び改善策の検討を行う。

2 職業訓練のより一層の活用促進

少子高齢化・人口減少が進む中、多様な人材が活躍できるよう、労働者を取り巻く環境 整備を進め、職業訓練等により求職者の職業能力向上、生産性向上を図り、再就職や転職、 職場定着に結び付けていく。

【新見市が実施する業務】

・資格取得費支援事業を有効に PR し、専門人材の確保、育成及び定着支援を行う。

【岡山労働局が実施する業務】

・公的職業訓練の制度や開講予定のコース概要について積極的な周知を行うとともに、 訓練受講による職業能力の向上が適職への再就職に有効であると判断される求職者に 対し、積極的な受講勧奨、あっせんを行う。

<目標> 公的職業訓練修了3か月後の就職件数 5件

3 新規学卒者等若者への就職支援

(1) 企業情報の発信等による若者と市内企業との就職マッチングの支援

若者の採用・育成に積極的な企業情報の発信、及び合同就職面接会を開催し企業と 若者の就職マッチングの場を積極的に提供することにより、若者の就職を支援する。

【新見市が実施する業務】

- ・令和6年度は合同就職フェアを主体となって実施し、企業と求職者のマッチングを図る。また、開催周知についても市ホームページ、市報にいみ等により積極的な参加勧奨を行う。
- ・市内高等学校において、生徒が市内企業について広く理解し、自身の進路選択に活か してもらうことを目的に、授業カリキュラムとして進路学習会を実施する。

【岡山労働局が実施する業務】

- ・岡山労働局ホームページにて、合同就職フェアの周知を行い、窓口では求職者への参加勧奨を積極的に行う。
- ・ユースエール認定制度の周知を図る

<目標> 合同就職フェア:総来客数50人 ユースエール認定企業:1社以上

(2) 新規学卒者等への就職支援

第2の就職氷河期世代をつくらないため、新規学卒者や3年以内既卒者を対象に就職支援ナビゲーターの担当者制によるきめ細かな個別支援を行う。

【岡山労働局が実施する業務】

- ・就職支援ナビゲーターによる未内定者、既卒者への就職支援を実施する。
- ・地元高等学校、大学への定期巡回、出張相談を行う。

<目標>就職支援ナビゲーターの支援による正社員就職件数73件以上を目指す。

4 就職氷河期世代の正規雇用化等の推進

就職氷河期世代の不安定就労者については、概して能力開発機会が少なく、企業に評価される職務経歴も積めていない。また、就職活動の度重なる失敗により自分に自信が持てない、現状維持が精一杯で今後の展望を抱けない、正社員就職を諦めているなど様々な課題を抱えている者が多い。

こうした不安定就労者一人ひとりが置かれている課題・状況等に対応するため、就職から職場定着まで一貫した支援を実施する。

【岡山労働局が実施する業務】

・ハローワーク新見において、キャリアコンサルティング、生活設計面の相談,職業訓練のアドバイス等、就職から職場定着まで一貫した支援を実施する。

<目標>就職氷河期世代の正社員就職件数 69 件以上を目指す。

5 高齢者や障害のある方の就業機会の拡大

(1) 高齢者の就職支援

高齢者の就業機会の確保を容易にするため、新見市シルバー人材センターの活用や、 高齢者雇用に積極的な求人募集事業所と高齢者のマッチングの向上に取り組む。

【新見市が実施する業務】

・市報にいみ、ホームページ等の広報媒体を活用し、新見市シルバー人材センター、岡山県シルバー人材センター連合会の周知広報に取り組む。

【岡山労働局が実施する業務】

- ・高齢者の就業機会の確保、技能向上のため、有効にシルバー人材センターを活用できるよう求職者に対して当該センターの事業内容について周知し、登録勧奨を行う。
- ・ミニ企業説明会を実施し、高齢者とのマッチング向上に取り組む。
- (2) 担い手として活躍する高齢者を増やす取組の強化

シルバー人材センターにおいて、介護・生活支援・子育て分野に重点を置いた体系 化された講習を実施できるよう市が支援を行い、不足しているサービスの担い手の充 実、シルバー会員のスキルアップ、地域住民のニーズに合ったサービスを展開、会員 の健康維持や介護予防、多様な雇用・就業機会の提供等を図る。

(3) 障害者の就職支援

積極的な障害者雇用の意向を示している企業へのハローワーク新見の求職情報の提供や、一般就労を希望する障害者に対する就労支援を目的とした就労ガイダンス等を開催し、求人・求職ニーズのマッチング支援と、関係機関との連携による就労を通じた地域社会への参画促進を図る。

【新見市が実施する業務】

- 「チャレンジ講座」等を開催し、就労に必要な知識及び能力の向上に取り組む。
- ・就職相談会等を開催し、関係機関の連携強化、雇用機会の創出や適切なマッチングを 図り、雇用の促進を図る。

【岡山労働局が実施する業務】

- ・障害特性に応じた雇用管理ノウハウについて、事業主向けガイドライン (独立行政法 人高齢・障害・求職者雇用支援機構作成の障害者雇用マニュアル等) の周知を図る。
- ・障害者雇用に関して優良な取り組みを行う中小事業主への認定制度(もにす認定)の 周知を図る。

<目標> チーム支援によるハローワークを通じた就職件数:22件以上

もにす認定企業:1社以上

「チャレンジ講座」 参加者数15人以上

6 女性の活躍推進に向けた取組と働き方改革の取組

(1) 女性活躍推進法の周知啓発

女性活躍推進法により、労働者が 101 人以上企業に対して女性が活躍できる環境整備のための行動計画の策定等が義務付けられていることから、市及び労働局は、説明会や広報紙、ホームページなどにより、101 人以上企業に早期の取組を促すとともに 100 人以下企業にも取組について周知する。併せて、女性活躍推進企業であることを示す「えるぼし」及び「プラチナえるぼし」認定制度について周知啓発を図る。

【新見市が実施する業務】

・市報にいみ、ホームページ等の広報媒体を活用し周知啓発を図る。

【岡山労働局が実施する業務】

- ・女性活躍推進法に基づいて岡山労働局ホームページ等を活用し周知を図る。
- 各種説明会等において「えるぼし」及び「プラチナえるぼし」認定制度の周知を図る。
- (2) 女性の就業継続と再就職の促進

女性の継続就業支援に向けて、育児休業の取得促進や育児期の短時間就労など、多様な就業形態を後押しするための広報周知に努める。また、未就業期間の長期化に伴う自信喪失やスキルの低下を克服するための各種セミナー等を開催することで、円滑な復職支援を図る。

【岡山労働局が実施する業務】

- ・関係機関と連携のうえ各種セミナー等を開催し円滑な復職支援を図る。
- ・各種説明会等において「トライくるみん」、「くるみん」及び「プラチナくるみん」 (くるみんプラス認定制度含む)の周知を図る。
- (3) 働き方改革などワーク・ライフ・バランスの実現に向けた取組

労働局が県内における中小企業・小規模事業者の働き方改革の進め方を協議するために設置した「おかやま働き方改革会議」での取組やセミナーの開催、企業訪問、助成金の周知等を通じて、長時間労働の見直しや労働者の意欲向上に向けた意識改革を図り、仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の推進を目指す。

また、令和7年4月以降順次施行される改正育児・介護休業法及び次世代育成支援対 策推進法について、あらゆる機会を通じて周知を行う。

7 生活困窮者等の社会的自立に向けた就労支援

(1) 生活保護受給者等就労自立促進事業に関する協定の締結及び推進

生活困窮者自立支援法に基づく包括的な相談支援の一環として、市が支援計画を作成 した早期就労が見込まれる要支援者に対し、ハローワーク新見が網羅する求人ニーズか ら適性に応じた職業紹介・あっせんを実施し、就労支援の強化を図る。

【新見市・岡山労働局が共に実施する業務】

生活困窮者自立支援法によるによる事業運営のための連携を図る。

【岡山労働局が実施する業務】

・ハローワーク新見において求人情報の提供、職業紹介、職業訓練のあっせん等就労支援を図る。

<目標>生活保護受給者等の就職率 68.1%以上を目指す。

8 【JUターン・地元就職の支援

高梁川流域7市3町と労働局の連携による就職面接会の開催や就活セミナー等を開催 することにより流域圏内への就職を促進する。

【新見市・岡山労働局が共に実施する業務】

・高梁川流域合同企業説明会の開催による就職支援を図り、就職奨励制度(奨励ポイント等交付事業)の取り組みを、市とハローワーク新見が連携し、IJUターン就職希望者の情報収集に努めると共に地元就職を促進する。

<目標>「高梁川流域合同企業説明会」総来場者数 160 人以上(7 月 100 人, 10 月 60 人)を目指す。

9 外国人の雇用環境整備の推進

生産年齢人口が減少する見込みの日本社会において外国人材が注目され、外国人労働者が増加していることを踏まえ、外国人の雇用環境整備の支援を行う。

ハローワーク新見において日本での就労が可能な者に対し職業相談・職業紹介を実施し、 事業主に対しては、事業所訪問等による助言・援助を実施する。

【岡山労働局が実施する業務】

・外国人労働者を雇用する企業への採用、届出、公正採用に係る留意事項等を周知する ため、事業所参加型研修等の機会において外国人雇用管理に関するセミナーを実施し、 意識啓発を図る。

また、外国人雇用事業所への訪問により雇用指導を行う。

<目標>雇用管理指導のための事業所訪問2社以上を目指す。

10 雇用変動や雇用調整等に対する支援

(1) 企業誘致による労働者確保支援に向けた取組

新見市企業立地促進奨励金を活用して市外から市内へ移転するなど、一定規模の求 人需要が発生した際に、市と労働局、ハローワーク新見が情報共有を図り、求人職種 に特化した個別面接会の開催、近隣市町村における求職者の動向等に係るデータの提 供などにより、必要な人材確保を図る。

(2) 物価高騰等により事業活動に影響を受けた企業に対する取組

物価高騰等により事業活動に影響を受けた企業に対して、様々な支援策の情報提供を 行うことで早期の企業活動平常化を支援する。

また、特に雇用維持を図るための雇用調整助成金や産業雇用安定助成金等については、 お互い連携し情報共有を行うとともに、支援を必要としている企業に対して迅速に対応 できるよう体制整備を行う。

【新見市が実施する業務】

- ・サテライトオフィスの誘致に取り組む。
- ・新たな工業団地の整備にあたっては、工場立地での本市への進出を希望する企業側の ニーズの把握に努めながら、オーダーメイドでの工業団地整備も含めて検討する。

【岡山労働局が実施する業務】

・市内への企業誘致情報の共有により、状況に応じた情報提供、面接会等の対応を行う。